



台風19号による大雨被害 災害支援のお知らせ

第6号
(令和元年12月1日)

このたびの台風19号により被災された皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。今号では、税や保険料に関する情報などを中心にお知らせします。なお、この「台風19号による大雨被害災害支援のお知らせ」の発行は、今号で終了となります。今後の市の支援などの情報は、市公式ホームページや広報とちぎなどでお知らせしていきます。

所得税・市県民税の「雑損控除」のご案内

住宅や家財が被害を受けた場合、確定申告等で令和元年分の所得税や令和2年度の住民税で「雑損控除」を受けることで、所得税額や住民税の所得割額が軽減されることがあります（※「所得税」や「住民税の所得割」が非課税の方は、控除を受けても税額は変わりません）。

雑損控除等の説明会を開催します

◆会場と日時（事前申込不要）

会場	期日	開始時刻（各回1時間程度・どの回でも内容は同じです）
吹上公民館（吹上町）	12月16日（月）	10時
寺尾公民館（梅沢町）	12月16日（月）	14時
大平健康福祉センター ゆうゆうプラザ（大平町西野田）	12月17日（火）・19日（木）	両日とも ①9時 ②11時 ③13時 ④15時
都賀公民館（都賀町原宿）	12月20日（金）	10時
栃木文化会館 大ホール（旭町）	12月23日（月）・24日（火）	両日とも ①10時 ②13時30分 ③15時30分
藤岡公民館（藤岡町藤岡）	12月25日（水）	①10時 ②14時

◆対象 栃木市内に住んでいる方で、台風19号の影響による被害を受けた方（市内どの会場でも参加できます）

※令和2年1月から2月に「雑損控除相談会」を予定しています。

◆問合せ先 栃木税務署 ☎（22）0885（音声ガイダンスで2をプッシュ）

固定資産税・都市計画税の減免

栃木市に家屋をお持ちの方で、り災証明で全壊・大規模半壊・半壊と判定された方は、固定資産税・都市計画税の減免を受けることができます。対象の方には、後日、通知を郵送します（1月中旬予定）。

◆問合せ先 資産税課 ☎（21）2271

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料 減免申請書の送付

台風19号により居住する住宅に損害があった方で、令和元年度の保険税（料）の減免対象と思われる方へ、12月中旬に減免申請書を郵送します。該当する方は、申請書がお手元に届いたら、必要事項を記入し、返送してください。

◆対象 台風19号により居住する住宅に「全壊・半壊・大規模半壊・床上浸水」の損害のあった方。

◆減免額 全壊の場合：下表の額の全額 半壊・大規模半壊・床上浸水の場合：下表の額の2分の1の額

国民健康保険税 介護保険料	普通徴収（現金・口座払）の方：4期（10月末）～9期（3月末）の合計額 年金特徴（年金から差し引き）の方：10・12・2月の保険税（料）の合計額
後期高齢者医療保険料	下の①・②のいずれが多いほうの額 ① { 普通徴収（現金・口座払）の方：4期（10月末）～9期（3月末）の合計額 年金特徴（年金から差し引き）の方：10・12・2月の保険税（料）の合計額 ② 10月～3月の6か月相当分の保険料額

※その他、保険税（料）の減免については、広報とちぎ1月号・市ホームページでお知らせします。

◆問合せ先 市民税課 ☎（21）2263

納税相談

台風19号の被害により市税等（市県民税・固定資産税・国民健康保険税・各保険料など）の納付が困難な場合は、ご相談ください。

◆問合せ先 収税課 ☎（21）2281

医療費の一部負担金の免除（国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方）

次のいずれかに該当する方は、医療機関等で診療を受ける際に窓口でその旨を申告することで、一部負担金の支払いが不要となります。

- ①住家の全壊・半壊・床上浸水 またはこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止 または 休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

◆対象期間 10月12日～令和2年1月31日の診療分

※医療機関等により、一部取扱いが異なる場合がありますのでご了承ください。

※入院時の食費、接骨院・整骨院での施術、あん摩マッサージ、はりきゅうの施術は免除の対象外です。

※市の国民健康保険・後期高齢者医療以外の健康保険に加入されている方は、ご自身が加入している保険に問い合わせください。

※10月12日以降に医療機関などの窓口で免除の申し立てをせず一部負担金を支払った場合、後日市に申請を行うことにより返還を受けることができます。一部負担金の還付手続きには、り災証明書に加え、医療機関などが発行した領収書が必要になりますので、保管をお願いします。手続きの詳細は、決まり次第お知らせします。

◆問合せ先 保険医療課 【国民健康保険】☎（21）2131 【後期高齢者医療】☎（21）2136

介護保険サービス利用自己負担額の免除

台風19号による災害により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な方に対して、介護保険サービスの利用料の減免をします。

- ◆対象 住家が全壊・半壊・床上浸水した要介護（要支援・事業対象者）認定者が介護保険サービスを利用している方
 - ◆取扱期間 令和元年10月12日から令和2年1月末まで
 - ◆申請等 申請は不要です。担当ケアマネジャーと利用サービス事業者へ申し出ください。
- ※り災証明書の提示は必要ありませんが、後日市より確認の連絡をすることがあります。

◆問合せ 地域包括ケア推進課 ☎(21) 2251

国民年金保険料免除・納付猶予申請

国民年金第1号被保険者の保険料について、災害により納付が困難な方は、申請により納付を免除される場合があります。詳しくは、問合せにご相談ください。

- ◆相談の際に準備していただくもの
 - ・り災証明書等の写し
 - ・保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し（保険金等が支給される場合は必要）
 - ・身分を証明するもの（運転免許証等）
 - ・印鑑

◆問合せ 栃木年金事務所 ☎(22) 4131
保険医療課 ☎(21) 2134

浸水被害家屋の消毒を終了します

10月15日から行ってきました、台風19号による床下浸水・床上浸水等の被害に遭われたお宅への消毒は、12月15日（日）をもって終了します。まだ消毒に伺っていないご家庭がありましたらご連絡ください。

※12月16日（月）以降は、環境課（市役所本庁舎2階）および各総合支所市民生活課窓口にて、消毒剤の配付を行います。

◆問合せ 環境課 ☎(21) 2142

生活福祉資金貸付制度（台風19号により被災した世帯への特例貸付）

栃木県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度が活用できます。この制度は、栃木市に住民登録し居住する世帯を対象に支援する貸付になります。詳細は、問合せにご相談ください。

①緊急小口資金〔特例〕

- ◆対象 台風19号により被災した世帯で、当座の生活費が必要な世帯
- ◆貸付金の限度額 原則として10万円以内
ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は20万円以内となります
(1) 世帯員の中に死亡者がいるとき (2) 世帯員に要介護者がいるとき (3) 世帯員が4人以上いるとき
(4) 重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき
- ◆据置期間 貸付けの日から1年以内 ◆償還期限 据置期間経過後2年以内 ◆貸付利子 無利子

②福祉資金福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）〔特例〕

- ◆対象 台風19号により被災した世帯で、金融機関等からの借入れが困難な低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（※市災害援護資金貸付金の貸付対象となる場合は対象外）
- ◆貸付金の限度額 150万円（目安） ◆据置期間 貸付けの日から2年以内 ◆償還期限 据置期間経過後20年以内（目安）
- ◆貸付利子 連帯保証人ありの場合は無利子、連帯保証人なしの場合は1.5%

③福祉資金福祉費（住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費）〔特例〕

- ◆対象 台風19号により被災した世帯で、金融機関等からの借入れが困難な低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（※市災害援護資金貸付金の貸付対象となる場合は対象外）
- ◆貸付金の限度額 250万円（目安） ◆据置期間 貸付けの日から2年以内 ◆償還期限 据置期間経過後20年以内（目安）
- ◆貸付利子 連帯保証人ありの場合は無利子、連帯保証人なしの場合は1.5%

◆問合せ 栃木市社会福祉協議会 ☎(51) 7785

生活必需品等の支援

台風19号により生活必需品等を喪失または損傷し、日常生活を営むことが困難な方に対して生活必需品等を現物支給します。

- ◆対象 住家が全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水により生活必需品を使用することができず、日常生活を営むことが困難な世帯主
- ◆支給物品 下着、毛布、フェイスタオル、石鹸、歯ブラシ、鍋、包丁、まな板、ピーラー、茶碗、箸、皿、お玉、トイレトーパー、ティッシュ

※下の表の金額の範囲内で現物支給します

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
全壊	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円
大規模半壊 半壊 床上浸水	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

- ◆申請方法 対象と思われる方に、後日市より「生活必需品等支給申請書」の用紙を郵送します（12月中旬予定）。用紙が届きましたら、必要物品を選び、返信用封筒により市に提出してください。後日業者より、ご自宅などに配送されます。

◆問合せ 地域包括ケア推進課 ☎(21) 2147